

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十九年各児童相談所の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第三百三十二号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年度に係る各児童相談所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
〃	山 本 四 郎
〃	近 藤 伝 一
〃	大 西 節 夫

監 査 箇 所	執 行 年 月 日
米子児童相談所	昭和三十年十月三日
倉吉児童相談所	同
中央児童相談所	同
	十月六日

監査概評

今回県下三児童相談所に対する昭和二十九年定期監査を執行したのであるが、その結果近年児童福祉の重要性が各方面において認識され、教育教護の相談を始め問題児に対する措置等業務は活潑化し、勢い相談件数も増加してきたことが認められ、眞に結構である。しかしながら依然として運営上の隘路となつてゐるものは人的施設両面の問題である。即ち問題児童は最近の経済情勢の影響によつて再び増加の傾向にあつて、これらの内容においては複雑多岐にわたつており、特に児童福祉司の増員、或いは心理判定員、精神科医の配置または委嘱の問題、監別器材の充実等種々問題が未解決であるため運営に困難な面が認められる。また問題児童の施設入所措置につ

すてもその收容能力に限度があり、このため未收容児童に對しては家庭環境の改善指導に主眼を置き絶えず保護観察、指導を強力に推進すべきであるが、根本的対策をして児童福祉司完全配置、一時保護所の完全利用、入所施設の拡充の三点が考えられるので財政的に容易ではないと思われるけれども、児童福祉行政の大局的見地からして指摘事項に對しては充分考慮を払い早急にその成果を挙げしめるよう強く県当局に要望する次第である。なお各所別の概況は次の通りである。

米子児童相談所 昭和三十年十月三日監査

監査委員 松本利治

監査概況

一 当所は児童福祉法第二十七条第一項に基き犯罪児童及び養護相談並びに教育相談所弓浜地区児童の問題等について要保護児童の診断に努力していることは結構である。しかしながら発育する児童は、その生活環境、社会状態及び家庭環境等あらゆる悪環境に支配されて

問題児童に立至るものでありこれが根本原因を打開することによつて解消するものである。児童はもとより家庭及び社会に對し児童相談所業務内容の周知徹底啓蒙により保護活動を容易ならしめると共に早期発見、早期治療により該当児童の救済を図ることが肝要であり、消極的相談より積極的相談へと前進することが喫緊事であると認められるので考究対処し明るい児童社会の基盤を礎くやう一段の努力を望む。

二 従前より監査のつ度指摘している精神科医の委嘱については未だ実現を見ず児童保護事務に多大の支障を生じているのであるが、早急これが対策を構じ児童保護の万全を期するよう善処されたい。

また当所取扱件数等から見ると現在のD級からC級相談所に昇格せしめ人員を整備して業務の完遂を期せられたい。

三 保護児童に對する医療扶助費の支給については收容施設及び囑託医師の報告、請求により扶助費の支払手続きをとっているが、これに對する審査機関なく支払

事務に確信を持たざるままに処理していることは遺憾である。医療基金事務所等審査機関を通じ確信かつ責任をもてる事務処理が肝要であるので善処すべきである。

倉吉児童相談所 昭和三十年十月三日監査

監査委員 山本四郎

監査概況

一 併設の一時保護所における給食措置が妥当でないものがある。即ち法定給食費五十三円五十三銭であるので入所児童の中で主食を持参したものに對しては代金が支払われない。法定額の以内において適当代金を支払うことが至当と思はれるので考究善処された。

二 教育收容児童名簿の処理状況を明確にして置くべきである。即ち入所児童に對する指令書の年月日が不突合のもの、或いは名簿の不明瞭のもの等があるので、関係機関の連絡を密にし適正に処理すべきである。

三 里親開拓について一層努力されたい。現在里親登録数は十七名に對し、委託里親は十一名、里子委託十三名であるが、施設入所児童の交流及び児童保護福祉の面からも里親開拓は急務である。また現在里子状況について訪問指導記録は明確に記入して置くべきである。

四 専任児童福祉司の配置について配意されたい。現在児童福祉司は所長兼務であるが、児童福祉の第一線機関として専門技術をもつて必要な援助、指導、助言を与え、その福祉の増進を積極的に遂行することは、到底期し難い面があるので、他所と同様専任福祉司の配置は急務と思われる。

中央児童相談所 昭和三十年十月六日監査

監査委員 山本四郎

監査概況

一 当所は県下各児童相談所で扱う児童の施設、入退所に關し、その適否を決定し措置しているのであるが、この指令書の遅延、或いは連絡不十分等により支障を

